**事業譲渡に関する基本合意書**

譲渡人XXX株式会社（以下「甲」という。）及び譲受人YYY株式会社（以下「乙」という。）は、甲の営む別紙「譲渡対象目録」記載の事業（以下「譲渡対象事業」という。）の乙に対する事業譲渡（以下「本件事業譲渡」という。）について、以下のとおり、基本合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

第１条（目的）

1. 甲は乙に対し、●年●月●日（以下「譲渡日」という。）を目処に、本件事業譲渡に関する契約（以下「事業譲渡契約」という。）を締結するものとする。
2. 前項の事業譲渡契約の締結日については、大幅な遅延なきよう双方努力しつつも、譲渡人と譲受人の合意があれば変更できるものとする。

第２条（譲渡財産）

　本件事業譲渡の対象となる財産（以下「譲渡財産」という。）は、別紙「譲渡対象目録」記載のものとする。なお、譲渡財産は、現状有姿の状態で引渡されるものとし、甲に瑕疵担保責任を生じさせないものとする。

第３条（譲渡価額）

1. 本合意書に基づく甲の乙に対する本事業の譲渡の対価（以下「譲渡価額」という。）は、金●円（消費税別）とする。
2. 前項にかかわらず、本事業の資産状況に重大な変動が生じた場合その他譲渡価額に実質的な影響を及ぼす事情があるときは、甲及び乙合意の上譲渡価額を修正するものとする。

第４条（クロージング）

1. 乙は甲に対して、●年●月●日（以下「クロージング日」という。）に譲渡対価として前条の金員を、甲と乙との間で協議した方法により支払う。
2. 甲は乙に対して、クロージング日に、前項の支払いと引換えに、権利移転に関係する書類の交付その他譲渡財産に含まれる資産、契約等の移転に必要な一切の行為を行う。

第５条（デュー・ディリジェンス）

甲は、本合意書締結の後、乙が本事業に関するデュー・ディリジェンスを合理的な内容、範囲及び態様にて実施できるように協力するものとする。かかるデュー・ディリジェンスに要した費用は、全て乙の負担とする。

第６条（従業員の取扱い）

　乙は、本事業に従事する甲の従業員を譲渡日において引き継ぐ。

　従業員に関するその他の取扱いについては、甲乙協議の上これを決定する。

第７条（独占交渉）

　甲は、本合意書の締結日から●年●月末日まで、本事業の譲渡に関し、乙以外のいかなる第三者とも連絡、検討、契約の交渉及び締結を行ってはならない。

第８条（解除）

1. ●年●月●日までに事業譲渡契約が締結できなかった場合、甲及び乙はその後の対応について誠実な協議を行い、その協議が調わないときは、甲及び乙は本合意書を解除できるものとする。
2. 前項により、本合意が解除された場合、甲及び乙は互いに解除に伴う損害賠償その他の金銭的請求を行わない。

第９条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。ただし、情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。
2. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

（１）開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

（２）開示を受けた際、既に公知となっている情報

（３）開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

（４）正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

（５）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得した情報

1. 本条の規定は、本契約終了後も●年間、引き続き効力を有する。

第１０条（本合意書の拘束力）

　本合意書は、本合意書において企図された取引に関する甲及び乙の現在の意図を表明したものであり、第５条ないし第９条のみ法的拘束力を有するものとする。

第１１条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. 本契約に関する紛争等について協議により解決することができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第１２条（誠実義務）

1. 甲及び乙は、本合意書締結の後、本合意書に基づき誠実に交渉し、事業譲渡契約の締結及び本事業譲渡の実行に向けて相互に最大限協力するものとする。
2. 本契約の解釈その他の事項につき生じた疑義及び本契約に規定のない事項については、甲及び乙双方が誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

 所在地 ○○○○

甲 会社名 XXX株式会社

 代表者氏名 ●●●●

 所在地 ○○○○

乙 会社名 YYY株式会社

 代表者氏名 ●●●●

（別紙）

**譲渡対象目録**

以下略